

規則名	理由	要旨
奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	講師を人事評価の対象にするため、所要の改正をしようとするものである。	<p>1 講師追加 自己申告評価の被評価者に講師を加える。 (第5条関係)</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中「教諭、実習助手」を「教諭、講師、実習助手」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案

(自己申告評価)

第五条 略

254 略

5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。

指導員	主幹教諭、 教諭、養護 教諭、榮養 教諭、講師 実習助手 及び寄宿舎	略	被評価者	第一次評価者	第二次評価者
			者	者	者
			略	略	略

現 行

(自己申告評価)

第五条 略

254 略

5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。

宿舎指導員	主幹教諭、 教諭、養護 教諭、榮養 教諭、実習 助手及び寄 宿舎指導員	略	被評価者	第一次評価者	第二次評価者
			者	者	者
			略	略	略

